

教員免許更新制 Q & A

初等中等教育局教職員課
平成20年2月

<目次>

I. 受講対象者

1. 免許の更新に必要な講習は、誰でも受けられるのですか。……………1
2. 臨時任用(または非常勤)教員リストが無い場合はどうなるのですか。また、学校単位で作成しているリストに載っている者も対象となるのでしょうか。……………1
3. 幼稚園教員の免許を持っている保育所の保育士は講習を受講できますか。……………1
4. 教員免許を持っている実習助手や栄養職員などは講習を受講できますか。……………2
5. 受講できるかどうかは、誰が判断するのですか。……………2
6. 受講対象者に年齢制限はあるのですか。また、例えば、大学が受け入れる受講者を卒業生や女性に限るなど、受講者に制限を設けることは可能ですか。……………2

II. 免許状更新講習

7. 免許状更新講習の内容を教えてください。……………3
8. 複数の免許を持っている場合、どの免許状の有効期間をもとに、また、どの免許状の種類をもとに更新講習を受講すればよいのですか。……………3
9. 講習の開設者は受講者に事前アンケート調査を行って、その結果を更新講習の内容に反映させることとされていますが、既に認定を受けている講習内容にどの程度反映させる必要があるのでしょうか。……………4
10. 受講者はどのように講習を選択すればいいのですか？受講申込みは受講者本人が大学に対して行うのですか？……………4

11. 講習は、出身大学で受講しなければならないのですか。または、勤務する学校のある都道府県内の大学でしか受講できないのですか。……………4
12. 新設が予定されている「教職実践演習」や教育委員会が実施する研修は、免許状更新講習と内容が重なるところも多いので、免許状更新講習として扱ってもかまいませんか。……5
13. 通信教育による更新講習を行うことを検討していますが、通信教育の受講のみで修了認定が可能ですか。スクーリングが必要ですか。……………5
14. 1時間は60分ですか。大学の授業時間(1時間=45分)ですか? ……………5
15. 更新講習の認定を受けた何年か後に、改めて更新講習の認定を受けることが必要になりますか。……………6
16. 講習の開設は、教職課程を持つ大学の義務ですか、申請によるものですか。……………6
17. 講習に含める領域ごとの開設時間数はどのように定められるのですか。また、それぞれの最低時間数が定められるのですか。……………6
18. 講習の開設認定のスケジュール、要件及び具体的な手続きについて、教えてください。……7
19. 受講料は一律に決まるのですか。大学が設定するのですか。……………7
20. 更新講習の受講料はどこに支払えばよいのでしょうか? ……………7
21. 受講者が講習の申込みをする際に、受講対象者であることをどのように確認するのですか。……………8
22. 更新講習の修了認定を行った場合、開設者はいずれかの機関に報告する義務がありますか? ……………8
23. 離島やへき地などに勤務する教員の更新講習の受講について、国はどのような支援を検討しているのですか。……………8
24. 更新手数料は免許管理者が受講者から直接徴収するのですか。また、その金額は全国

統一とするのですか。	9
25. 修了認定の基準とは、どの程度のものとなる予定ですか。	9
26. 複数の大学で講習を受講した場合、修了認定の手続きはどうなるのですか。	9

Ⅲ. 有効期間（修了確認期限）

27. 旧免許状を持つ者の最初の修了確認期限については、具体的にどう設定するのですか。	10
28. 平成5年に免許状の授与に必要な資格を取得しましたが、免許状授与の申請を行っていませんでした。その後、平成23年に免許状授与の申請を行い、免許状を授与された場合は、その免許状の有効期間はどの時点から数えて10年後ですか？	10
29. 免許状の有効期間の延長はどのような場合に認められるのですか？	10
30. 有効期間の延長はどの程度の期間行うべきでしょうか。	11
31. 特別支援学校教員免許状に、新たな領域の追加をした場合、有効期間が変更されますか。	11

Ⅳ. 免除

32. 免許更新講習の受講が免除されるのはどのような人ですか？	12
33. 優秀教員表彰を若くして受けた場合、講習を2回あるいは3回と免除となるのですか。 ..	12
34. 更新講習の講師となった者は、更新講習の受講は免除されるのですか。	12
35. 講習の免除の基準は、公平性のため国で明確に定めてください。	12

36. 受講の免除者は更新講習の受講が免除されるだけであって、別に都道府県教育委員会への更新の申請を行わなければいけないのでしょうか？ ……13

V. 更新

37. 旧免許状を持っている教員は更新講習修了確認(講習が全て修了していることを都道府県教育委員会に確認してもらうこと。)を受ける必要がありますが、これは教員本人の確認の申請に基づき行うのですか。また、その際旧免許状に裏書きや更新講習修了の記載を行った新たな免許状を交付するなどの手続きが必要となりますか。 ……14

38. 免許状を紛失しているのですが、更新できますか。 ……14

39. 免許状の氏名が旧姓のままですが、更新できますか。 ……14

40. 免許状の更新手続を行う場合は都道府県教育委員会ならどこでも更新の申請をして良いのでしょうか？ ……15

VI. 授与・失効

41. 大学で免許取得に必要な単位を修得したのに、免許状の授与をうけなかった人が、教職に就くために免許を申請しようとした場合、

① 卒業後何年以内なら申請できますか。

② 10年以内に申請した場合、更新は免許授与から10年後まででいいのですか。

③ 10年を経過して申請した場合、どうすれば授与されますか。 ……16

42. 免許状の様式は統一する方向で考えているのですか。 ……16

43. 旧免許状を持っている人が更新講習を修了した場合、都道府県教育委員会は有効期間を定めた新免許状を新たに交付することとなるのですか。 ……17

44. 教員採用後に、別表第3、第8などにより新たな所要資格を取得して免許状を授与されれば、更新講習を受講すること無く退職する場合がありますか。 ……17

45. 免許状が失効した場合、また大学に入学して単位を取り直さなければならないのでしょうか。……………17
46. 旧免許状を持っている場合、教員として働いている者と働いていない者の免許状の扱いはどのように違うのでしょうか。……………18
47. 免許状が失効した場合（修了確認期限までに講習を修了していない場合）、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載はできなくなってしまうのでしょうか。……………18
48. 更新講習を受講しなかったことによる失効と、非違行為を行ったことなどによる免許状の失効はどのように扱いが違うのでしょうか？……………18

VII. 採用・失職

49. 現在、教員採用試験では、免許取得（見込み）が受験資格になっていますが、有効期間が満了して免許状が失効している人も、教員採用試験を合格すれば講習を受講できるのですか。また、免許状が失効した人が採用で不利にならないような措置・通達などは講じられるのですか。……………19
50. 講師などの任用に当たって、教員免許状が有効であることが条件となると、急に教員を採用する必要がある場合に対応することができるか心配です。任用が円滑に行われるよう配慮してください。……………19
51. 教員が定年退職後、再任用を希望する場合は、どうすればよいのですか。……………19
52. 免許状更新講習の修了認定が受けられなかった場合、教員は失職するのですか。…20
53. 免許の失効した退職者を任用するような場合に、臨時免許状を発行することは可能ですか。……………20

VIII. その他

54. 講習を受ける際の公立学校教員の服務上の位置付けはどのようになるのでしょうか。…21

55. 更新事務を円滑に行うため、文部科学省でも制度の周知を十分に行ってください。 …21
56. 現職教員や臨時任用教員リスト登載者への初回の更新講習受講の通知は、縣市を通して行われる予定ですか。 ……21
57. 現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること、といった附帯決議がなされましたが、これを受けて、文科省は十年経験者研修の在り方についてどのように検討していくのでしょうか。 ……22

I. 受講対象者

1. 免許の更新に必要な講習は、誰でも受けられるのですか。

講習が受講できるのは、教員、採用内定者のほかに、過去に教員として勤務した経験がある者、臨時任用（または非常勤）教員リスト登載者などとすることを検討しています。

教員でなく、また教員になる予定もない方は、免許状を持っていても受講できません。

2. 臨時任用（または非常勤）教員リストが無い場合はどうなるのですか。また、学校単位で作成しているリストに載っている者も対象となるのでしょうか。

任命権のある学校法人や教育委員会が認めれば対象となることとする予定です。

3. 幼稚園教員の免許を持っている保育所の保育士は講習を受講できますか。

幼稚園教諭免許状と保育士資格を両方持っている方が多いことや、認定こども園において勤務する場合は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を持つ必要が求められていることから、認定こども園で保育士として勤務している場合や、勤務する保育所の設置者が、幼稚園も運営している場合は、持っている幼稚園教諭免許状の更新講習の受講を認める予定です。

4. 教員免許を持っている実習助手や栄養職員などは講習を受講できますか。

実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員や養護職員は、すべて教諭と連携しつつ、幼児・児童・生徒の指導に日常的に関わる点において、教諭、養護教諭、栄養教諭に準ずる職務にあると考えられます。よって、これらの者で教員免許を持っている者についても希望すれば講習を受講できることとする予定です。

5. 受講できるかどうかは、誰が判断するのですか。

講習開設者においてチェックをしていただくことを予定しています。また、免許管理者においても、修了確認または有効期間の更新の際に最終的にチェックをしていただくこととなります。なお、受講できる期間にあるかどうかについては、受講者の生年月日や免許状の有効期間から確認していただき、受講資格があるかどうかについては、身分証などにより本人確認を行うとともに、勤務する学校の校長や、雇用しようとする者、臨時任用（または非常勤）教員リストに掲載している者に受講対象者であることを証明していただき、それを持って申し込んでいただく予定です。

6. 受講対象者に年齢制限はあるのですか。また、例えば、大学が受け入れる受講者を卒業生や女性に限るなど、受講者に制限を設けることは可能ですか。

受講対象者には年齢制限はありません。また、大学の判断で受講対象者を制限することも可能ですが、受講を希望する方をなるべく幅広く受け入れていただけるようお願いしています。

II. 免許状更新講習

7. 免許状更新講習の内容を教えてください。

更新講習の内容は、大まかに以下の2つの内容に分ける予定です。

① 教育の最新事情に関する事項

「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」を内容とします。

② 教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項

各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導など、幼児・児童・生徒に対する指導に係る各論的な内容を中心に扱います。

8. 複数の免許を持っている場合、どの免許状の有効期間をもとに、また、どの免許状の種類をもとに更新講習を受講すればよいのですか。

持っている免許状の有効期限のうちもっとも遅いものがすべての免許の有効期限となり、基本的には複数の免許状を持っていても1回の更新講習の修了で全ての免許状が更新されることを予定しています。また、更新制導入前に免許の授与を受けた方についても、1回の更新講習の修了により次の10年間免許が有効に使えることとなります。

特別支援学校教諭免許状については、基礎免許状を対象とした30時間の講習の修了のみをもって有効期間の更新が認められることとする方向で検討しています。ただし、特別支援学校の教諭の免許状を持つ方については、なるべく特別支援学校教諭向けの講習を受講することが望ましいと考えています。

養護教諭免許状及び栄養教諭免許状については、それぞれを対象とした更新講習を受講していただき、教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項については、それぞれ養護教諭向け、栄養教諭向けの更新講習の受講が必要となります。

なお、どの講習を受講すべきかについては、講習の開設者に主な受講対象者を明示していただいた上、実際に担当している教科などを踏まえ、受講者本人に選択していただくことを考えています。

9. 講習の開設者は受講者に事前アンケート調査を行って、その結果を更新講習の内容に反映させることとされていますが、既に認定を受けている講習内容にどの程度反映させる必要があるのでしょうか。

受講者のニーズを反映した更新講習を行っていただくため、認定を受けた範囲内で、アンケート調査の結果をできる限り活かしていただきたいと考えております。

10. 受講者はどのように講習を選択すればいいのですか？受講申込みは受講者本人が大学に対して行うのですか？

講習の開設者には、主な受講対象者を明示の上で講習を開設していただき、その対象者のニーズにあった講習を実施していただくことを検討しています。文部科学省のホームページにも必要な情報を掲載した更新講習一覧を設けたいと考えています。

なお、受講の申し込みなどの手続きについては、基本的には教員の方個人に行っていただく予定ですが、教育委員会などが取りまとめて行っていただいても差し支えありません。

11. 講習は、出身大学で受講しなければならないのですか。または、勤務する学校のあ
る都道府県内の大学でしか受講できないのですか。

更新講習はどこの大学で受講していただいてもかまいません。各人の課題認識に合った更新講習を選択していただきたいと思います。

12. 新設が予定されている「教職実践演習」や教育委員会が実施する研修は、免許状更新講習と内容が重なるところも多いので、免許状更新講習として扱ってもかまいませんか。

大学の授業や教育委員会の研修と、更新講習は似通った内容となる可能性がありますので、その場合、理論的には大学の授業や研修を更新講習として認定することは可能です。

ただし、事前事後のアンケート調査や修了認定など、更新講習の基準を満たしていただく必要があり、個々に審査と文部科学大臣の認定が必要です。

13. 通信教育による更新講習を行うことを検討していますが、通信教育の受講のみで修了認定が可能ですか。スクーリングが必要ですか。

更新講習を受けること自体は通信や放送のみでも可能とする方向で検討を進めていますが、修了認定試験については、本人であることを確認する必要がありますので、試験会場で受験していただく必要があると考えています。

14. 1時間は60分ですか。大学の授業時間(1時間=45分)ですか？

1時間は60分です。

15. 更新講習の認定を受けた何年か後に、改めて更新講習の認定を受けることが必要になりますか。

更新講習の内容の詳細は告示で定めることを予定しており、開設する講習ごとに毎年申請し、文部科学大臣より認定を受けることが必要となります。

16. 講習の開設は、教職課程を持つ大学の義務ですか、申請によるものですか。

講習の開設は各大学の判断でご申請いただくものです。十分な講習の受講機会を確保する必要がありますので、各地域における各大学の役割を踏まえ、積極的に開設していただきたいと考えております。

17. 講習に含める領域ごとの開設時間数はどのように定められるのですか。また、それぞれの最低時間数が定められるのですか。

領域ごとの開設時間数については、それぞれ教育の最新事情に関する事項については12時間、教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項は18時間とする方向で検討しています。

18. 講習の開設認定のスケジュール、要件及び具体的な手続きについて、教えてください。

更新講習開設の申請は、開設する前の一定期間（例えば 6 月前）までにさせていただくことを検討しています。その場合、平成 21 年 4 月の改正法施行直後から開設を希望する場合には平成 20 年秋に申請していただくこととなります。

フォーマットなどは本年度に省令改正を行い認定基準などが決まり次第、各大学にお示しいたします。

19. 受講料は一律に決まるのですか。大学が設定するのですか。

受講料については、基本的には開設者ごとに設定していただくことになる予定です。

20. 更新講習の受講料はどこに支払えばよいのでしょうか？

各人で更新講習開設者に直接支払っていただくこととなります。

21. 受講者が講習の申込みをする際に、受講対象者であることをどのように確認するのですか。

身分証などにより本人確認を行うとともに、その教員が勤務する学校の校長や、その者を雇用しようとする者、臨時任用（または非常勤）教員リストに掲載している者に受講対象者であることを証明していただき、それを持って受講者に申し込んでもらう予定です。

22. 更新講習の修了認定を行った場合、開設者はいずれかの機関に報告する義務がありますか？

報告の義務はありませんが、受講者に修了認定証明書を発行していただくことが必要となります。この修了認定証明書を、受講者本人の同意を得て、（電子情報による方法も含め）免許管理者に直接送付することも、免許管理者と開設者の判断により可能と考えています。

23. 離島やへき地などに勤務する教員の更新講習の受講について、国はどのような支援を検討しているのですか。

離島やへき地などに在住の方々の負担を軽減するため、サテライト方式による講習の援助や、通信制や放送大学による開設などについても認める予定です。

24. 更新手数料は免許管理者が受講者から直接徴収するのですか。また、その金額は全国統一とするのですか。

更新手数料は免許管理者（都道府県教育委員会）において徴収していただくこととなります。手数料の基準を国からお示しすることにつきましては、検討する予定はありません。

25. 修了認定の基準とは、どの程度のものとなる予定ですか。

修了認定（または一部の履修認定）は、文部科学大臣が告示する到達目標に掲げる内容について最低限の理解が得られていると認められる場合に行うこととする予定です。

26. 複数の大学で講習を受講した場合、修了認定の手続きはどうなるのですか。

開設されている講習ごとに履修認定を行っていただくこととなります。受講者は、各講習の履修認定証明書を免許管理者に提出し、免許状の更新を受けることとなります。

Ⅲ. 有効期間（修了確認期限）

27. 旧免許状を持つ者の最初の修了確認期限については、具体的にどう設定するのですか。

旧免許状を持っているの最初の修了確認期限（更新講習を修了し、都道府県教育委員会の確認を受けなければいけない期限。）は、生年月日などに応じて省令に定めるとされており、省令の内容は、例えば、平成23年3月31日が初回の修了確認期限となるのは、その日に35歳、45歳、55歳になる方、次の平成24年3月31日が初回の修了確認期限となるのは、その日に35歳、45歳、55歳になる方、という形で、平成33年度までの間にすべての旧免許状を持っている方に修了確認期限を割り振ることを予定しています。

28. 平成15年に免許状の授与に必要な資格を取得しましたが、免許状授与の申請を行っていませんでした。その後、平成23年に免許状授与の申請を行い、免許状を授与された場合は、その免許状の有効期間はどの時点から数えて10年後ですか？

免許状の有効期間は、免許状の授与に必要な教職課程の単位と学位を取得した時点から起算することになります。つまり、この場合においては平成15年から10年後が有効期間の満了日となります。

29. 免許状の有効期間の延長はどのような場合に認められるのですか？

出産、災害や海外派遣などの事情がある場合に延長できることとするを予定しています。

30. 有効期間の延長はどの程度の期間行うべきでしょうか。

延長のときの事情がなくなってから2年間の受講期間が確保されるよう、延長する期間を定める予定です。

31. 特別支援学校教員免許状に、新たな領域の追加をした場合、有効期間が変更されますか。

有効期間は免許の「授与」の日から10年後の年度末までですから、特別支援領域の追加によって有効期間が変更されることはありません。また、旧免許状についても、領域の追加によって修了確認期限が延期されることはありません。

IV. 免除

32. 免許更新講習の受講が免除されるのはどのような人ですか？

文部科学大臣または指定都市教育委員会などから各教科の指導法または生徒指導など、持っている免許状に関する知識技能が優秀であるとして表彰を受けた方や、校長、副校長など教員を指導する立場にある方を免除対象者とする予定です。

33. 優秀教員表彰を若くして受けた場合、講習を2回あるいは3回と免除となるのですか。

優秀教員表彰を受けた後の1回のみが免除の対象となる予定です。

34. 更新講習の講師となった者は、更新講習の受講は免除されるのですか。

更新講習の講師である者については、更新講習の受講を免除する予定です。

35. 講習の免除の基準は、公平性のため国で明確に定めてください。

講習を免除する基準については、明確にするよう努めたいと考えております。

36. 受講の免除者は更新講習の受講が免除されるだけであって、別に都道府県教育委員会への更新の申請を行わなければならないのでしょうか？

そのとおりです。免除対象者であるということは、単に更新講習の受講・修了が免除されるということを意味し、免許管理者に更新の申請を行っていただくことが必要なことは同様です。

V. 更新

37. 旧免許状を持っている教員は更新講習修了確認(講習が全て修了していることを都道府県教育委員会に確認してもらうこと。)を受ける必要がありますが、これは教員本人の確認の申請に基づき行うのですか。また、その際旧免許状に裏書きや更新講習修了の記載を行った新たな免許状を交付するなどの手続きが必要となりますか。

講習開設者が発行する修了認定証明書を元に、受講者からの申請に基づいて更新講習修了確認を行っていただくこととなります。手続としては、更新講習修了確認証明書を発行しいただく予定です。

38. 免許状を紛失しているのですが、更新できますか。

免許状を紛失した場合でも、更新の手続時に授与証明などを添えて申請することにより、免許状の更新は可能です。

39. 免許状の氏名が旧姓のままですが、更新できますか。

可能です。旧姓のまま免許状の有効期間を更新することができます。更新証明書には現在の姓が表記されることとなります。

40. 免許状の更新手続を行う場合は都道府県教育委員会ならどこでも更新の申請をして良いのでしょうか？

更新の申請は免許管理者に行うこととなります。現職教員などである場合は勤務地の都道府県教育委員会、現職教員以外方のは免許状の授与を受けた都道府県教育委員会になります。

VI. 授与・失効

41. 大学で免許取得に必要な単位を修得したのに、免許状の授与を受けなかった人が、教職に就くために免許を申請しようとした場合、

- ① 卒業後何年以内なら申請できますか。
- ② 10年以内に申請した場合、更新は免許授与から10年後まででいいのですか。
- ③ 10年を経過して申請した場合、どうすれば授与されますか。

①③：卒業後何年経過していても、所要資格（免許の授与に必要な学位と単位）を有していれば免許状が授与されます。所要資格を得てから10年以上経過した後免許状の授与を受けようとする場合には、更新講習を修了することが必要です。

②：所要資格を得た年度の翌年度以降10年を経過するまでの間に免許状を授与された場合には、所要資格を得た日の10年後の年度末に有効期間が満了することとなります。つまり、所要資格を得てから10年以内であれば、いつ免許状の授与を受けても有効期間の満了の日は変わりません。

42. 免許状の様式は統一する方向で考えているのですか。

更新制が導入された後（平成21年4月1日以降）に授与される新免許状の新たな様式をお示しする予定です。

43. 旧免許状を持っている人が更新講習を修了した場合、都道府県教育委員会は有効期間を定めた新免許状を新たに交付することとなるのですか。

更新制の導入前に授与された旧免許状を持っている方については、更新制導入後も有効期間を定められた免許状が授与されることはありません。修了確認期限に従って講習を修了していただくこととなります。

44. 教員採用後に、別表第3、第8などにより新たな所要資格を取得して免許状を授与されれば、更新講習を受講すること無く退職する場合がありますということですか。

そのとおりです。新たな免許状の授与によって、教員に必要な最新の知識技能を修得しなおしたと認められますので、全ての免許状の有効期間が、最も遅く満了することとなるものに統一されることとなります。免許状を授与され続ければ、更新なく退職する場合もあります。

45. 免許状が失効した場合、また大学に入学して単位を取り直さなければならないのでしょうか。

免許状が失効した場合でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはなりません。よって、改めて大学で教職課程を受講する必要はなく、更新講習を受講・修了するだけで、免許状は有効な状態に戻すことができます。

46. 旧免許状を持っている場合、教員として働いている者と働いていない者の免許状の扱いはどのように違うのでしょうか。

<現職教員の場合>

修了確認を受けられず、免許状が失効した場合はその免許状を免許管理者に返納する必要があります。

単位と学位は引き続き活用できますので、その後、更新講習を修了すれば、新免許状が取得できます。

<現職教員以外の者の場合>

修了確認の義務が課されていないため、修了確認期限を過ぎても免許状は失効しませんが、そのままでは教壇に立つことはできません。

修了確認期限を過ぎた後は教壇に立つためには更新講習を修了することが必要となります。

47. 免許状が失効した場合(修了確認期限までに講習を修了していない場合)、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載はできなくなってしまうのでしょうか。

履歴書などに教員免許を所持している旨の記載をしていただくことは可能ですが、更新講習を受講する必要がある旨を併記していただく必要があると考えます。

48. 現在、教員採用試験では、免許取得(見込み)が受験資格になっていますが、有効期間が満了して免許状が失効している人も、教員採用試験を合格すれば講習を受講できるのですか。また、免許状が失効した人が採用で不利にならないような措置・通達などは講じられるのですか。

教育委員会などの教員の任命権者に対しては、教員採用試験において受験させないことや不合格とすることがないよう要請していく予定です。

VII. 採用・失職

49. 更新講習を受講しなかったことによる失効と、非違行為を行ったことなどによる免許状の失効はどのように扱いが違うのでしょうか？

①更新講習を受講・修了しなかったことによる失効と、②教育職員免許法第10条、第11条に基づく非違行為などによる失効とは別のものです。

②の場合はその後3年間は新たな免許状の授与を受けることができませんが、①の場合は更新講習を受講・修了するだけでいつでも有効な免許状の授与を受けることができます。

50. 講師などの任用に当たって、教員免許状が有効であることが条件となると、急に教員を採用する必要がある場合に対応することができるか心配です。任用が円滑に行われるよう配慮してください。

臨時任用教員リストなどに掲載されれば講習を受講できることとなりますので、任命権者において、リスト登載者に講習の受講を促すことなどが考えられます。なお、通信制による講習の開設を認めることなど、受講しやすい環境を整備するため検討を進めてまいります。

51. 教員が定年退職後、再任用を希望する場合は、どうすればよいのですか。

旧免許状持っている方の場合は修了確認期限前、新免許状持っている方の場合は有効期間の満了前であれば、免許状は有効であり、そのまま再任用が可能です。ただし、修了確認期限を経過している方や有効期間の満了によって免許状が失効している方は、受講資格を得た上、更新講習を受講し、修了する必要があります。

52. 免許状更新講習の修了認定が受けられなかった場合、教員は失職するのですか。

教員免許状を持っていなければ失職することとなります。

53. 免許の失効した退職者を任用するような場合に、臨時免許状を発行することは可能ですか。

退職者についても、臨時任用教員のリストなどに掲載することにより、採用内定前の受講が可能となります。臨時免許状は普通免許状を持っている方を採用できない場合のみ授与できるものであるとともに、助教諭の免許状ですから、脱法的な授与は望ましくありません。

VIII. その他

54. 講習を受ける際の公立学校教員の服務上の位置付けはどのようになるのでしょうか。

免許状の有効期間の更新は個人の資格にかかるものですが、服務監督権者の判断で職務専念義務を免除することはできると考えます。ただし、授業時間のある時間帯において職務専念義務を免除することは適切でないと考えております。

55. 更新事務を円滑に行うため、文部科学省でも制度の周知を十分に行ってください。

文部科学省ホームページなどによる広報のほか、現在作成しているパンフレットなどを用いて様々な機会に様々な関係者に対し、制度の周知徹底に努めてまいります。

56. 現職教員や臨時任用教員リスト登載者への初回の更新講習受講の通知は、県市を通して行われる予定ですか。

省令におきまして初回の修了確認期限を定め、その内容を各都道府県などに文部科学省から通知し、都道府県などから各市町村、学校法人などを經由し、教員個人に渡るよう対応していただきたいと考えています。個々の教員に応じた個別の連絡は、任命権者においてご配慮いただくことなどが考えられます。

57. 現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること、といった附帯決議がなされましたが、これを受けて、文科省は十年経験者研修の在り方についてどのように検討していくのでしょうか。

10年経験者研修を初めとする既存の研修のあり方と免許状更新講習の関係についてさらに検討を進め、負担感のない、体系的な研修制度が構築されることが重要であると考えています。